

議案第37号

つくば市下水道条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市下水道条例の一部を改正する条例

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第3項第8号中「納税証明書」を「完納証明書」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第1項の申請については、第2項の規定にかかわらず、企業管理規程で定める方法により行うことができる。

5 第1項の申請に係る書類の添付については、第3項の規定にかかわらず、企業管理規程で定める方法により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

総務省による税務システムの標準化に伴う税証明書の様式変更及び行政手続の電子化に対応するため、この条例を提出するものである。

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第6条（略） （指定の申請） 第6条の2（略） 2（略） 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 （1）—（7）（略） （8）市町村税の<u>完納証明書</u> （9）（略） <u>4 第1項の申請については、第2項の規定にかかわらず、企業管理規程で定める方法により行うことができる。</u> <u>5 第1項の申請に係る書類の添付については、第3項の規定にかかわらず、企業管理規程で定める方法により行うことができる。</u> 第6条の3（以下略）	第1条—第6条（略） （指定の申請） 第6条の2（略） 2（略） 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 （1）—（7）（略） （8）市町村税の<u>納税証明書</u> （9）（略） 第6条の3（以下略）

議案第 37 号

つくば市下水道条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市上下水道局上下水道業務課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

これまで排水設備指定工事店指定申請の添付書類の中で納税証明書を求めてきたが、本来、滞納のない者を証明するための書類が必要であったことから、その趣旨に即すとともに、総務省による税務システム標準化に伴う、税に関する証明書の様式変更を踏まえ、納税証明書を完納証明書に改める。

さらに、つくば市デジタル・ガバメント推進方針に基づき排水設備工事申請書の電子申請に対応することで、事務の効率化及び申請者の負担軽減を図ることを目的として条例を改正する。

○ 他自治体の状況等

県内自治体のほとんどが納税証明書を添付としており、完納証明書を添付としている自治体はない。

申請書の提出を電子申請で行っている県内自治体はあるが、全ての添付書類を電子申請のみで行っている自治体はない。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

特になし。

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

排水設備指定工事店の指定申請等の手続が電子申請で行えるようになることから、来庁しての手続が不要となり、事務の効率化及び申請者の負担軽減が図られる。